

令和5年大口町教育委員会10月定例会議

令和5年10月27日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 連絡・報告事項

- (1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について
- (2) 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- (3) 請願について

日程第4 その他

出席者

教 育 長	長 屋 孝 成	教育長職務代理者	鈴 村 由布子
委 員	水 谷 恵 子	委 員	舟 橋 由 治
委 員	丹 羽 力 也		

説明のため出席した者

生涯教育部長兼 町史編さん室長兼 生涯学習課長	松 井 宏 之	学校教育課主幹兼 派遣指導主事	大 野 佑 樹
学校教育課長補佐	安 藤 智 子	学校給食センター 主幹兼所長	丹 羽 清 人
図書館主幹兼 図書館長	鈴 木 加代子		

◎開会

○松井生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから会議を始めます。

本日、舟橋委員さんですが、ちょっと遅れてみえるという連絡がありましたので、よろしくお祈りします。

現在の出席委員は3名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年大口町教育委員会10月定例会を始めます。

なお、傍聴人はございません。

(午前 9時30分)

◎日程第1 教育長報告

○松井生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 日程第1、教育長報告をお願いいたします。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

朝夕大変冷え込むようになってきました。温度差が大変大きくなってきて、まさに今、秋本番を迎えたところだというふうに思います。

しかし、学校関係を見ておりますと、10月の中旬にはインフルエンザがはやって、学級閉鎖が大口中学校でありましたけれども、ここに来てまた、今、西小学校で1年生1クラスが30日まで学級閉鎖という、そういう状況でございます。

10月といいますと、大きな行事として、1つ、就学時健康診断があります。今年は10月5日と6日と10日、3日間に分かれて各小学校無事に就学時健診を終えることができました。

南小が45名、北小が117名、西小が76名、新しく進学をする子たちでありまして、238名が健康診断を受けたわけですが、欠席もやっぱりありましたので、これよしか若干新しい1年生というのは増える、そういう状況でございます。

それから、10月10日には丹葉地方教育事務協議会の幹事会、教育長会がございました。

このときには、県の人事異動方針案に基づきまして、丹葉の人事異動方針案を作成しました。そしてこの異動方針につきましては、10月18日の事務協会議で承認を受けました。

今後につきましては、各学校の校長先生の意見書を中心に人事のほうを進めていきたいというふうに思っております、こちらも令和6年度に向けて動き出しているというところであります。

それから、10月17日には、先般も少し触れましたけれども、第1回のいじめ問題対策委員会が開催されました。

3点目であります、10月19日、委員の皆様にも御参加いただきました大口町の先生たちの力を向上させるということでの教育研究会も無事開催をされました。

公開授業におきまして、どのクラスもタブレット端末機を活用する場面が設定されていました。また愛教大の先生の講演の演題の中で、GIGAスクール時代におけるタブレット端末の活用方法についてとマッチした、そんな授業が展開されていたというふうに思います。

また、先生の講演の中で、台形の面積を求める算数の学習の中で、主体的・対話的で深い学びというのはどういうことかというようなことを具体的に説明されておりましたが、参加した先生方には授業の在り方、学び方を考える上で本当に参考になったのではないかなあということだと思います。どちらかといえば、台形の面積は上と下の辺を足して掛ける高さ割る2というような、そういう公式を覚えればそれで済んでいく数学じゃなくて、そこへたどり着いていくプロセスというのを重視するところに学びはあるという、そういうお話ではなかったかなあというふうに思います。

また、大口西小学校は他の2校に比べまして外国籍の児童、それも幾つかの国から来ている子が多くて、先生たち、学校全体でそういう子どもたちの日本の教育をどうしたらいいのか考慮されているわけですが、たまたま見た中に外国籍の小学校2年生の子が日本語の学習をしておりまして、きれいな字で書いて、そして本当に紙が水を吸うような感じで教室で学んでおきまして、本当に学びに飢えているというような感じの子どもでして、こういう子たちもやっぱり日本でこれから生活していく上できちんと教育を受けさせて、力をつけさせていくことが大事ではないかなあ、そんなことを思いました。

鈴木委員も見られたんじゃないですか。

○鈴木委員 はい。2年生の女の子は、まだ昨年日本に来て1年はたちました。学ぶ意欲がすごくあるので、逆に言えば、あのぐらいの子はもうちょっとクラスでみんなと一緒に学ぶほうを重視していてもいいのかなという、もう日本語はぺらぺらですし、学習も幸い1年生からのスタートだったので。

○長屋教育長 よかったんだね。

○鈴木委員 はい。

ほかにもやっぱりいろんな子が本当にたくさんいるので、先生1人ではなかなか難しそうだなというのを感じております。

○長屋教育長 ありがとうございます。

それから、今後のことですが、明日、南小の運動会ということで、またその次の日曜日には町の伝統芸能発表会が多世代が集う憩い広場で行われますし、それから11月4日土曜日、5日日曜日はふれあいまつりがありますし、その後、南小の学校訪問等がありますが、御都合

のつく限りまた御出席をお願いしたいと思います。

報告につきましては以上でございます。

○松井生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 ありがとうございます。

それでは、日程第2以降は教育長の取り回しでよろしくお願いいたします。

◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 それでは、日程に従いまして議事に入ります。

日程第2、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者には、鈴木由布子教育長職務代理者と丹羽力也委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

◎日程第3 連絡・報告事項

○長屋教育長 続きまして、日程第3、連絡・報告事項に入ります。

まず1点目、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告につきまして、事務局、説明をお願いします。

○安藤学校教育課長補佐 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてです。

前回の定例会以降、2つの事業について使用を許可し、1つの事業について実績報告がありました。

なお、使用許可及び実績報告があった事業については、それぞれの資料のほうに載っておりますので、御確認をお願いいたします。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この件につきまして、もし何かあれば。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ありがとうございます。

続きまして、2点目、令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定につきまして、事務局、説明をお願いします。

○安藤学校教育課長補佐 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についてです。

今回、新たに認定いたしましたのは一覧表の最下段右側、4番、追加認定者のおり2名となっております。これにより、準要保護児童・生徒は、南小学校で14人、北小学校で38人、西小学校で56人、小学校の計といたしまして108人、中学校で63人、小中の合計で171人となって

おります。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この件につきまして、何かあればお願いします。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ありがとうございます。この件を終わります。

暫時休憩とします。

(午前 9時41分)

○長屋教育長 休憩を閉じまして、会議を再開します。

(午前 9時46分)

○長屋教育長 3点目、請願につきまして、事務局、説明をお願いします。

○松井生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 10月2日付でお二人の連名による請願が2通提出をされました。

1通は、第三者による調査組織の設置に伴い、調査委員に当方推薦人の参加を求める請願、もう一通が、第三者委員会には中立性、公平性が求められている。しかし全国で中立性、公平性、専門性が実現されていない委員による調査によって再調査が行われる事案が多く見られる。よって、中立性、公平性、専門性が担保された委員で構成された組織になることを求める請願、この2通でございます。

請願に関しては、大口町教育委員会会議規則第20条に規定されており、この取扱いに関しては、請願書等の取扱い基準という内規として定めております。

取扱い基準第5条において、教育委員会において受理した請願書等は、会議に付議する。ただし、付議になじまない請願書等は会議への報告をもって処理をすると定めています。

教育委員会に対する請願は、教育行政に対して意見や要望がある場合であり、請願者個人に対する意見や要望を提出するものではありません。

したがって、2通の請願はともに取扱い基準第5条、ただし書別表第1のうち、6. 公益的でないものや単に個人の秘密を暴露する、またそのおそれがあるものとして付議になじまない請願書と判断をいたしましたので、これを報告いたします。

説明としては以上です。

○長屋教育長 よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ありがとうございます。

それでは、暫時休憩とします。

(午前 9時49分)

○長屋教育長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前 9時49分)

◎日程第4 その他

○長屋教育長 日程第4、その他の件についてですが、事務局、何かありますか。

○安藤学校教育課長補佐 特にありません。

○長屋教育長 それでは、委員さん方のほうから何かございますか。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、連絡・報告事項は終わりました。

事務局へお返しします。

○松井生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 ありがとうございます。

それでは最後に、教育長、一言御挨拶をお願いいたします。

○長屋教育長 御協力ありがとうございました。

秋本番であります、食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋、いろいろな秋があるかと思えます。楽しんでいただきたいなあということを思います。

1つ、私的なことですが、今年度からラーケーション制度が始まりました。家庭で家族が触れ合うという中で勉強しようということでありまして、私も先般の日、今週の月・火と孫を連れて広島へラーケーションへ行ってきました。

とりわけ、勉強のためですので資料館はぜひということで、資料館はかなりの時間並んで待たなければならないという、かれこれ1時間ぐらい並んで会場の中に入ることができて、会場の中も混雑していましたし、また展示方法等も変わっていて、本当に子どもたちには驚きの連続だったようです。

委員の皆様方もちょうどいい機会ですので、ぜひ秋を楽しんでいただきたいなあと思えます。

今日はありがとうございました。

○松井生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 ありがとうございます。

以上をもちまして、10月の大口町教育委員会定例会を終わりたいと思います。お疲れさまで

した。

(午前9時53分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員